

新型コロナウイルス対応マニュアル

株式会社 三光ビルサービス社

(令和2年2月28日)

この新型コロナウイルスの感染防止について、日本をはじめ世界各地において懸命な努力がなされているが、いまだに有効な対応策を講じることができない。

この様な中で政府も、ここにきて思い切った対策を講じ始めたが、その成果はこれからの段階であり、弊社としては独自の対応マニュアルを作成し、顧客、従業員、家族、そして社会への感染防止に責任をもって対応していく。

対策 A 日常行動指針

- 1、全従業員は出退勤時にマスクの着用を必ず履行する。
- 2、全従業員は業務（顧客対応時も含む）中もマスクの着用を許可する。
- 3、全従業員は事務所、作業現場等に入室する場合必ず、手洗い、手消毒を実施する。
- 4、職場において多人数の会議、講演等は自粛し、少人数、短時間を意識し実施する。
- 5、全従業員は出社時体温測定を行い、37度以上の者は上司に報告し対応を協議する。(体温記帳票を作成)
- 6、自宅において既に37.5度以上の発熱をしている者は出社を取りやめ上司に報告の上、厚生労働省の「新型コロナウイルス受診指針」にのっとり対応する。
- 7、PCR検査で陽性と判断された者の出勤は停止する。
加療の上健康回復した者は、PCR検査で陰性となり、医師より出勤の許可が出れば出勤可能とする。
- 8、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した可能性がある者は、上司と相談の上、2週間程度の出勤停止を命じることがある。

対策 B 緊急時対応

新型コロナウイルス感染者及び疑いのある者が出た場合、直ちに社長を本部長とした「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し次の問題に関する検討、対策を実施する。

- ・感染者（疑いのある者含む）の把握と、行動調査、合わせて保健所自治体への通知。
- ・2次感染可能範囲の調査と喫緊の対応策（自宅待機者の選定、消毒等）
- ・感染者等の出勤停止に伴う、業務推進維持の体制構築
- ・顧客に影響が出る場合は、顧客への通知と協議の開催

対策 C 各現場対応「新型コロナウイルス対応マニュアル」の作成

- 1、早期に各現場独自の状況を織り込んだマニュアルを作成し、事前に顧客と協議して理解を得ておく。
- 2、各現場のマニュアルも基本は上記対策を主体に作成できるが、作業員の健康チェックが重要であり、毎日の記録を保存する。
- 3、感染者及び疑いのある者が出た時は、直ちに「新型コロナウイルス対策本部」に連絡し「指示」を仰ぐ。

以上